右当事者間の東京地方裁判所昭和二八年(レ)第二一〇号約束手形金請求事件について、同裁判所が昭和二九年七月一二日言渡した判決に対し、上告人から同年八月四日当裁判所に上告状を提出したが、右上告状は民訴三九七条により原裁判所に提出すべきものであるから、裁判官全員の一致で、次のとおり決定する。

主 文

本件を東京地方裁判所に移送する。

昭和二九年九月二一日

最高裁判所第三小法廷

裁判長	長裁判官	井	上		登
	裁判官	島			保
	裁判官	河	村	又	介
	裁判官	小	林	俊	Ξ
	裁判官	本	村	善太	郎